

【2019年度 明治大学阿部英雄研究奨励金実施報告書】

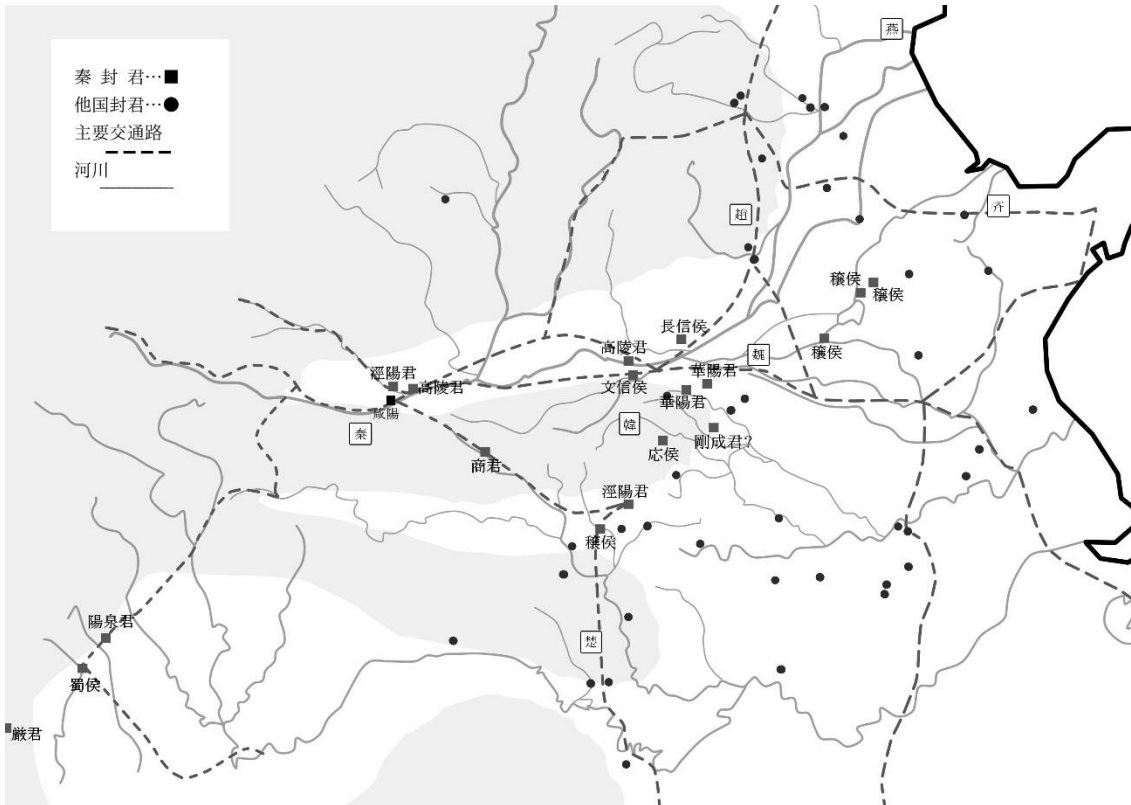
※所属・学年等は2019年度のものです

ふりがな 氏名	たかだ ななこ 高田 菜々子	所 属	文学部史学地理学科アジア史専攻4年
研究課題	戦国秦の封君		
<p>【申請内容】 申請者の目的は、中国戦国時代（前5世紀～前221年）に軍功や家柄などを背景として国君から土地を与えられて領主となった封君という者たちの存在、その中でも後の統一王朝となった秦に見られた事例を取り上げることで、その存在と運用が秦に及ぼした影響を究明することである。2019年4月奨励金申請時の段階では、卒業研究へ向けて文献史料から秦封君に関する史料を全て抽出し、Excelで封建時期・封号・封建理由・封邑位置・封君の人物像をデータ化した表を作成し、それに基づいた考察を進めている。ここから更に子細な検討を行う為に、秦代～漢代初期の出土史料である「睡虎地秦簡・秦律」「里耶秦簡」「張家山漢簡二年律令」などの一次史料を用い、秦封君の封邑が中央とどのような関係性を持っていたのか、封邑内では実際にどのような制度が実行されていたのかを、当時施行されていた実際の法律・文書から見る必要があると考えている。</p> <p>【研究方法】 上記の目的を達成する為の手段として、本報告では、 ①データベースソフト FileMakerPro を用いた封君に関する情報の整理 ②簡牘史料を用いた封邑内の行政の実態調査 以上二点について取り上げる。</p> <p>【実施内容】 ①2019年5月-2020年1月にかけて、封君の封建時期・封号・封建理由・封邑位置・封君の人物像についてデータベース化 ②2019年10-11月の台湾訪問及びデータベース作成 10月31日 資料収集 11月1日 故宮博物院見学・資料収集 11月2日 中央研究院歴史文物陳列館見学（簡牘史料「居延漢簡」見学） 11月3日 知見をもとに里耶秦簡データベース作成</p> <p>【研究結果】 ①データベースによる研究結果 孝公期～秦王政期までの封君合計20名についてのデータを、データベースソフトを用いつつ操作し詳細な検討を実施した。まず封君の封邑の地理的位置を独自に作成した地図により確認し、軍事的な視点から検討を加えた。孝公・恵文王期の封君は、於商や蜀など対外的に緊張感があり新しく得た土地に置かれ、昭襄王期の封君は周辺に異民族勢力の残存する土地に置かれている。また洛陽一帯の、東方六国から関中盆地へと抜けることのできる平地にも集中して置かれるという特徴がある。荘襄王・秦王政期の封君は、封建事例こそ少ないものの上記のような封邑設置の特徴に従っており、総括すると、封君は新しく得た土地または対外的に緊張のある土地に置かれるという特徴があることが分かった。 検討した事実を踏まえ、秦封君の封邑に何故そのような土地が選ばれるのか、また封邑ではどのような統治が行われていたのかを探る。前述のように、封邑には新しく得た対外的に緊張感のある土地が選ばれるが、秦王は封君にそのような土地を封邑として与えることで敵国威嚇と内部安定の効果を狙っていた可能性がある。秦封君は軍功によって認められ封建されたケースが多く、封邑内では一定の軍事力を有することが可能であったため、封邑周辺の外部勢力、更には封邑内部に対しても圧力をかけることが出来た。また自らの鑄造した貨幣を国内で流通させていたことなどから、封君はある程度の独自性をもった統治を行っていたことも伺える。このように秦封君の軍事力と経済力の基盤は少なからず自己の封邑内に存在し</p>			

ており、秦王の王権が封君の権力を上回り封邑内に完全に中央による統治が行き届いていたとは言い切れず、これは新しく得た土地や要地に封邑が置かれ、封君がその地域を治める形で統治していたという一つの傍証になり得る。

更に、秦封君がその封邑内で一定の軍事力、経済力を有していたという前提を元にして、秦王が封君に対してどのような制約をかけてその権力増大を抑えていたのかを考察する。封君は人質として他国に送られ外交の道具とされることがあり、また秦封君に限って言うと世襲の事例が蜀侯を除いて見られず、封君の独立国化を避けていたことが伺える。また封君には秦王の血縁関係もしくは功臣が選ばれており、信頼のおける者のみを封建する傾向にある。秦王は封君の権力増大の可能性を度外視していたわけではないこと、更に秦封君は王権からの制約を受けつつ、また王権からの信頼を勝ち得て封邑内での立場を確立していたことが分かる。

以上の検討により、秦封君が王権との複雑な利害関係の下に置かれながらも秦の対外的進出・統一に大きく関与したことが明らかになった。



以上の研究は奨励金で購入した研究書も参考に作成した。

②台湾訪問による実見結果

古代中国史研究においては文献史料のみならず出土文字史料や考古資料も用いた研究が必要とされる。台湾には国共内戦以前に発掘されたこれらの資料が所蔵されており、現在でも基本史料としての価値が高く、博物館等での公開が進んでいるため、卒論等へ効率よく反映させられる利点がある。

その中でも簡牘は文献史料と異なり、発掘されたという点で文字史料的な側面と同時に考古学的資料として重要な意味を持っており、その簡牘の形状などによっても簡牘に書かれた文章の持つ意味が大きく変わってくる為、発掘された簡牘の現物を見る必要がある。台湾の中央研究院・歴史文物陳列館には、漢代の軍事施設で発掘された「居延漢簡」という簡牘の実物が常時百数十点展示されており、簡牘研究で世界的に知られる研究機関である。展示は現在の簡牘史料研究の水準を反映したものとなっており、簡牘の形状と機能に着目した研究者向けの内容である。そのため、現在読み進めている「里耶秦簡」という秦代の簡牘の研究にも大いに利用できる部分があり、秦漢という時代の流れを伺うことが出来た。以上の成果を居延漢簡・居延新簡の釈文や図録、指導教員や他大学の先生方と共同で制作したデータベースなどと共に参照し、今後の研究に生かしていく。



証明文書に特徴的な「刻齒」と呼ばれる印（申請者撮影）

また、故宮博物院では里耶秦簡と同時代の、秦始皇二十六年（前 221 年）のもものとされる枅や分銅、行政機関で実際に使われていた印など、簡牘史料の内容とも関わりの深い貴重な考古遺物が多く展示されており、簡牘と遺物を併せて研究に利用することが出来る。

【研究報告】

本研究の成果の一部は卒業論文「戦国秦の封君」として提出したが、②の台湾で見学した簡牘の基礎的な研究に関しては、史料的制限等の問題から卒業論文で扱いきれなかった部分が多い。申請者は本学大学院に進学し、修士論文にて「里耶秦簡」「居延漢簡」などの簡牘史料を中心とした地方行政の研究を行う予定である為、本報告の成果の一部を修士論文としてもまとめることが出来ると考えている。

ふりがな 氏名	がもう ゆうか 蒲生 侑佳	所属	大学院文学研究科史学専攻考古学専修博士前期課程2年
研究課題	縄文時代前期後半の東日本における漆工芸の学際的展開		
<p>はじめに</p> <p>漆器は英語で「japan」とよばれるように、漆工芸は日本を代表する伝統工芸のひとつである。この漆器を作る上で欠かせないウルシは、日本のほかには中国と朝鮮半島のみ分布するため、この樹液を利用する技術はこの地域特有のものである。現代まで続くこの漆の利用は、縄文時代にまでさかのぼることができる。漆利用はそれぞれの時代、地域の中で様々な技術と結びつき、その利用形態を変容させ現在に至っている。この様々な技術と結びつきを持つことが「漆」という資源の特性であり、この特性のために漆は歴史資料としての価値も持つのである。永嶋正春は、縄文時代の漆工芸を明らかにすることによって、そこから当時の文化が読みとれるとし（永嶋 1994）、阿部芳郎は、漆工芸が示す多様で偏在的なあり方が縄文文化の中で時間的・地域的な特性を反映していると指摘している（阿部 2012）。漆研究では、「漆工芸」という縄文時代から現代までを貫く共通の視点から、それぞれの時代や地域の特質を明らかにすることを目的としている。本研究では、これまでの縄文時代における漆工芸の研究を踏まえ、3つの課題を設定し、縄文時代前期後半の漆工芸について検討した。</p> <p>1) 研究課題</p> <p>課題1 自然科学分析による漆工芸の歴史的評価</p> <p>縄文時代における漆研究は、自然科学分析の貢献が大きい。その一方で、増加するこれらの分析データが歴史的な意味を持って評価されることは少なかった。本研究では、自然科学分析によって当時の漆工芸技術を明らかにし、歴史的な評価を与える。</p> <p>課題2 遺跡の立地・環境に左右されない「漆工芸」の広がり</p> <p>漆工芸の存在は、これまで漆塗膜や有機質の素地が良好に残存する特殊な遺跡の中でのみ認められてきた。しかし、漆塗膜が残らない遺跡においても「漆塗土器」の素地である土器の型式学的分析から、間接的に漆利用の広がりについて検討する。</p> <p>課題3 遺跡内での漆工芸の展開</p> <p>縄文時代前期後半において漆工芸技術がどのように運用されていたのかを明らかにするため、漆工芸関連遺物が出土し、かつ遺跡内における活動空間が遺構として認識できる山形県押出遺跡をモデルに遺跡内における漆工芸の展開を検討する。</p> <p>2) 分析方法</p> <p>自然科学分析（山形県押出遺跡・福井県鳥浜貝塚）</p> <p>クロスセクション分析…漆塗膜の断面構造の観察から、漆液の塗り方の特徴、技術を明らかにする。 ED-XRF…漆液に含まれる顔料の同定を行う。 Py-GC/MS…漆製品に残る塗膜がウルシの樹液に由来するものであるかを同定する。</p> <p>漆塗土器の観察（東京都七社神社前遺跡・埼玉県大戸本村3号・5号遺跡・群馬県中野谷松原遺跡・同行田大道北遺跡・同行田梅木平遺跡・同糸井宮前遺跡）</p> <p>諸磯式浅鉢形土器の中で、「漆塗土器」の可能性のある塗膜状付着物や赤色顔料の付着が認められる部分とその器面調整の観察から漆器の素地となる土器の型式学的変遷を検討する。</p> <p>遺跡形成過程の分析</p> <p>遺跡内検出遺構の類型化と石器及び漆工芸関連遺物の出土位置と自然科学分析によって山形県押出遺跡における漆工芸の空間モデルを構築する。</p>			

3) 結果と考察

本研究では、自然科学分析、型式学的分析、遺跡形成の分析の3つのアプローチから縄文時代前期後半における漆工芸について検討した。クロスセクション分析による漆塗膜構造の観察では、いくつかの「漆塗り」の技術が、漆製品の完成形態と素地に合わせて使い分けられていることを明らかにした。これにより、縄文時代前期の漆工芸技術は、漆利用技術と素地製作技術の技術複合によって説明することができるようになった。

漆塗土器の分析では、漆塗りの痕跡が認められた部分には、ミガキやナデ調整によって無文部（磨り消し縄文の場合には平滑面）がつくりだされることが確認され、漆塗りを意図した土器製作と、それが土器の文様に影響している様相が認められた。素地製作技術の検討によって、縄文時代前期後半の漆塗土器を製作する漆工芸技術は、漆塗膜の存在からだけでなく土器製作技術によっても求めることができるようになり、当時の漆工芸技術の広がりとして評価することが可能となった。

遺跡形成の分析では、はじめに、押出遺跡出土の漆液容器内付着の漆の自然科学分析によって、押出遺跡において漆利用技術が存在していたことを確認した。次に、遺跡内における活動空間を構成する遺構の類型化と出土石器の分布状況から、遺構に伴う遺物はその空間内で行われた活動の痕跡を示すものであること明らかにし、押出遺跡内で行われた漆工芸に関わる活動が他の生業活動と同じ空間で行われていたことを認めた。さらに、押出遺跡から出土した漆塗土器は、在地の土器製作技術との結びつきが認められなかったことから、押出遺跡における漆工芸は漆利用技術と土器以外の素地製作技術とが結びついたものであると推察した。縄文時代前期後半における漆工芸モデルを検討した結果、押出遺跡においては、土器製作技術以外の素地製作技術と結びついた漆利用技術による漆工芸が展開し、土器製作技術と漆利用技術による漆工芸によってつくられた漆塗土器が遺跡内に持ち込まれることで、多様な漆製品の利用が可能になったことが明らかとなった。

以上3つの課題を通して、縄文時代前期における漆工芸は他の道具の製作技術と結びつく中で展開し、その技術の運用には同時期において地域的な差異が認められることが明らかとなった。

4) 今後の展望

本研究では、漆利用技術と素地製作技術とによって成立する漆工芸の実態について、漆利用技術と土器製作技術の関係を中心に分析した。しかし、縄文時代前期後半の素地製作技術には、木製品や繊維製品の製作技術も含まれる。有機質の材で作られる製品の製作技術体系の研究を進めることで、縄文時代前期後半の漆工芸モデルの中で示しきれなかった押出遺跡の漆工芸の中の素地製作技術や、素地製作技術間での関係性について明らかにすることができるであろう。

漆工芸はある時代・ある地域に認められる技術との複合によって成り立ち、縄文時代から現代に至るまで用いられた技術として、日本列島の中で生きた人々の歴史を読み解くうえで非常に優れた一面を持つ。漆工芸は時代を通じた研究が可能であり、それによってよりそれぞれの時代の特徴をとらえることができる視点となるであろう。本研究の成果によって、今回実践した研究方法を縄文時代前期以降の時期に応用することで、「漆工芸」の視点から縄文時代の特徴をとらえることへの可能性が見えた。

【研究成果の公開】

口頭発表

「縄文時代前期の漆利用-山形県押出遺跡の事例-」・漆サミット2019in弘前・日本漆アカデミー・2019年11月16日

「縄文時代前期における漆利用技術の研究-山形県押出遺跡の分析成果-」・2019年度駿台史学会大会・駿台史学会・2019年12月7日

また、今後修士論文「縄文時代前期後半における漆工芸の展開」でまとめた本研究の一部を学術誌へ投稿することを予定している。

ふりがな 氏名	いわむら まり 岩村 麻里	所 属	大学院文学研究科史学専攻日本史学専修博士後期課程3年
研究課題	明治維新时期における藩政の展開と国家—高知藩を事例に—		
<p> 本研究の目的は、近代国家形成の画期である藩体制の解体とそれに至る政治過程について、個別藩を事例に明らかにすることにある。近年の明治維新史研究では、旧大名家による史料の整理や公開が進み、従来研究の主流であった長州藩や薩摩藩にとどまらない藩を対象とした研究が活況を呈している。しかしながら、これらの研究では検討対象時期が幕末期に偏重し、また藩の中央政局に対する主体性が重視され、藩政の展開について等閑視されている点が問題点として指摘できる。以上から、近世近代移行期を連続した藩体制解体に至る実態を、組織や人事など藩政に関する検討を踏まえて追究していく必要があると考えている。 </p> <p> そこで本研究では、高知藩（土佐藩）を事例として上記の課題にせまっていく。周知の通り、高知藩は維新时期を通じて中央政局に大きな影響力を持ち、また新政府に多くの人材を供出し、明治初年には他藩に先駆けて急進的な藩政改革を実施した藩として知られている。しかしながら、当該期の高知藩に関する研究蓄積は少なく、高知県の郷土史家であり山内家の家史編纂を務めた平尾道雄氏による概説的研究に負う部分が多い。これは、高知県が戦災等により多くの史料が散逸したこともあり、藩政史料の残存状況が良くないことに起因している。そのため本研究では、高知県内や他地域での史料調査を積極的に行い、一次史料を補填することで史料的制約を克服し、上記の課題を達成していくための一助とすることを目指した。 </p> <p> まず高知県内では、旧土佐藩主家である山内家文書を収蔵する高知県立高知城歴史博物館を中心に調査を行った。特にこれまであまり研究が進められていない近代の関係資料について所在確認に努めるとともに、重点的に調査を実施した。そこで、近代関係資料のうち藩の役務日誌や触控、職制表や政典など明治初年にかかわる史料の確認・収集を行うことができた。役務日誌は、明治2年1月～6月分と明治3年6月分に亘って記された史料である。高知藩では、明治3年2月に藩庁文書が焼却された事実が知られており、また、めまぐるしく藩職制の改革が行われた明治2・3年の藩内状況がわかる同史料の存在は重要であると考えられる。そして職制表や政典などからは、明治3年2月に行われた藩政改革による職制の全体像や職員の等級、各局司の職務などが分かる。従来、高知藩の職制改革に関する成果としては、吉田萬作「高知藩時代に於ける藩政組織の研究」（山本大編『高知の研究 第4巻 近世・近代篇』〔清文堂、1982年〕）が挙げられるが、これはほとんどが『府県史料』に依拠した内容となっている。しかしながら、既に刊行されている『山内家史料』や今回調査を行った山内家文書の史料と併せて改めて検討すると齟齬がみられるので、新たな史料を踏まえた研究の余地が大いに残されているといえる。その他、藩政指導者であった後藤象二郎の書簡複数点や、新政府出仕の藩士の辞令関係や山内少将宛の行政官達を収集することができた。そして、幕末期に関しては、これまで利用されていない藩士の御用日記や女中関係役務日記なども含め計約35点に亘る史料の原本を閲覧・撮影を行うことができた。その他に、安政 </p>			

4年～文久2年にかけての「東邸日記」や「御侍中先祖書系図牒」といった藩士の履歴記録である、いわゆる年譜類と呼ばれる史料の写真帳の閲覧・撮影も行った。具体的には、下村銈太郎や伴権太夫といった、新政府の貢士に登用された藩士の履歴について確認を行った。これらは、貢士から公議人、また公用人へ至る制度的変遷の様相や、旧来の藩に置かれていた留守居役との連関、藩内での身分などを検討する上での好素材となった。また前述の役務日誌を書留めた月番の宇田収蔵ら藩士の役職や身分などを確認することによって、史料の性格の理解を深めた。さらに、文久3年から藩内で行われた船奉行組織改革を担った藩士の履歴についても調査を行った。このうち、幕末期に船奉行を務めた藩士堀部佐助の履歴からは、当該期の藩における船奉行から軍艦奉行、そして開成館奉行へと至る船にかかわる組織改編の動向をうかがい知ることができた。

また、これまでも調査を進めてきたオーテピア高知図書館にて、平尾道雄氏旧蔵の特設文庫平尾文庫などの郷土資料に関しても引き続き史料を収集した。藩士の辞令、書簡や御船方作成の「諸御用控」といった藩政関係史料を閲覧し、山内家史料の補填を行った。

その他の地域としては、長崎県長崎市に所在する長崎歴史文化博物館にて複数回の調査を行った。高知藩は、慶応2年に藩営事業開成館を設け、その出先機関として長崎に土佐商会を置き、諸外国との貿易窓口としたことから、特に維新时期において長崎はかかわりの深い地域であった。そのため、長崎奉行所には藩・諸外国双方の取引のなかで交わされた契約書などの書類や記録が残されている。そこで、主に同館で収蔵する長崎奉行所関係史料について閲覧・撮影を行うこととした。

重点的に調査を行ったのは、「諸家願伺御付札 慶応4年7月～」や「諸家外国船買入御届並船目録綴込 慶応3年～明治辰年」など、維新时期の開港場長崎における諸藩と諸外国間での武器や艦船の取引など貿易関係の記録である。これをもとに、高知藩が諸外国から購入した武器や艦船の詳細について確認すると、当該期の藩における輸出入の実態がうかがえ、藩の財政・経済政策や、組織運営などの藩政改革の一端を検討することができた。また、当該期の「御用留」や、「蘭商シキウトより土洲家彦根家へ掛候借船賃払方滞一件 慶応3年～明治3年」、「高知藩夕顔船出港之節英蒸気ナルト船へ衝突破損出来ニ付償金申立候一件」といった高知藩と諸外国の間で生じた外交問題に関する史料も収集し、事件の詳細を確認することができた。他に、明治元年から明治2年にかけての「諸家届并伺達 文書科事務簿」についても調査を行った。明治初年における長崎での諸藩の達類が綴られており、特に土佐藩関連では土佐商会の届けなどが散見され、その動向の一端を知ることができた。

以上の調査成果をもとに、藩の政策や人事、組織について検討を進めており、研究論文の執筆に着手している。今後、随時本研究の成果を論文や学会報告というかたちで発表していきたい。